

輸 入 発 表 第 1 6 号
平 成 2 9 年 1 2 月 7 日
経 済 産 業 省

「H C F C」の輸入割当てについて

標記の件につき、下記のとおり、輸入割当てを行います。

記

1. 対象品目

H C F C（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書付属書CのグループIに属する物質）

2. 書面申請受付

(1) 受付期間

平成30年1月 9日 10:00～11:45、13:30～15:30

平成30年1月10日 10:00～11:45、13:30～15:30

(2) 場所

〒100—8901

東京都千代田区霞が関1—3—1

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課（本館14階西8）

電話 03—3501—1659

(3) 申請書

輸入（承認・割当）申請書（輸入貿易管理規則別表第1—T2010）2通

(4) 添付書類

① 内示書の交付を受けた者に対する割当て

(ア) 経済産業省製造産業局長が発給する内示書（写し）1通

(イ) 委任を受けた者が申請の場合 委任状 1通

(ウ) 輸入割当申請対象品目の未使用のもの等の別ごとの見込み数量を記載した書類

（別紙様式2） 1通

(エ) H C F C 2 2 の割当申請を行う者にとっては、当該品目について、輸入後は新規冷媒用途として使用、販売または譲渡しないことを誓約した経済産業大臣宛の誓約書（様式自由） 1通

②実績を有する者に対する割当て（上記①以外の者に対する割当て）

(7)輸入通関実績表（別紙様式 1）

（平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで、各 1 年間の輸入通関実績を記載したもの） 1 通

(i)税関が発行する輸入許可通知書

（平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで、各 1 年間のもの）（写し） 1 通

(v)輸入割当申請対象品目の未使用のもの等の別ごとの見込み数量を記載した書類

（別紙様式 2） 1 通

(I) H C F C 2 2 の割当申請を行う者にあつては、当該品目について、輸入後は新規冷媒用途として使用、販売または譲渡しないことを誓約した経済産業大臣宛の誓約書（様式自由） 1 通

※なお、必要に応じて添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3. 輸入貿易管理規則第 2 条の 2 に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則（昭和 24 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 2 条の 2 に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）から入手可能な「輸入承認・割当申請様式」に記載すべき事項を規則第 2 条第 4 項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

なお、この場合においては、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成 12 年 3 月 31 日付け平成 12・03・17 貿局第 4 号・輸出注意事項 12 第 15 号・輸入注意事項 12 第 8 号。以下「運用通達」という。）及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成 22 年 2 月 16 日付け平成 22・02・04 貿局第 2 号・輸出注意事項 22 第 4 号・輸入注意事項 22 第 5 号）の規定を準用し、以下に注意すること。

(1) 申請時に必要となるコード

①申請受付窓口コード

S A B : 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

②品目コード

H C F C

③割当方式コード

0 : 割当方式の省略

(2) 申請受付時間

書面申請の受付時間と同じ。

(注) 電子申請後に、特定入出力装置の進捗状況照会業務（業務コード J A P）を行い、進捗状況ステータスが「受理待ち」となっていることを確認すること。ただし、進捗状況ステータスが受付無効となっている場合は、受付時のチェックで無効となった状態のため、システム相談窓口（03 - 3501 - 0953）に問い合わせることで再度申請を行うこと。

(3) 添付書類

① 書面申請の添付書類と同じ書類の写し、若しくはファイル 各 1 通

② 運用通達別紙参考様式 1 による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

③ 上記書類が紙媒体の場合は、スキャナ等によって画像情報に変換し特定入出力装置から入力して、専用電子計算機に備えられたファイルに記録すること。

(注) 電子申請時に添付できるファイルの主な拡張子は、以下のとおり。

pdf, jpg, jpeg, txt

なお、添付書類を電子申請ではなく、別途書面にて提出する場合は、電子申請の受付通知メールの写しを添付して、当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。

(注) 郵送又は提出する場合の受付窓口

〒 1 0 0 - 8 9 0 1

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

④ ③の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑤ 審査上、必要がある場合には、上記書類の原本、その他書類の提出を求めることがある。

(4) その他

新たに電子申請を行おうとする者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に利用申し込みを行い、N A C C S 利用者 I D を取得した上で、「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成 12 年 3 月 23 日付け平成 12・03・15 貿局第 2 号・輸出注意事項 12 第 12 号・輸入注意事項 12 第 7 号）に従い、経済産業省に申請者届出を行うこと。

< 申請者届出受付窓口及び問い合わせ先 >

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（システム管理係）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03 (3501) 0953

電子申請（NACCS 貿易管理サブシステム）のホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

4. 申請者の資格

(1) 内示書の交付を受けた者に対する割当て

その輸入がH C F Cの製造数量の減少、H C F Cの適正な需給関係の形成に資すると
して経済産業省製造産業局長が発給する内示書の交付を受けた者又はその者から委任
を受けた者。

(2) 実績を有する者に対する割当て（上記(1)以外の者に対する割当て）

平成28年12月12日付け輸入発表第15号に基づき輸入割当てを受け、当該輸入
割当てに基づき平成29年1月1日から同年12月31日までの期間にH C F Cを輸
入通関した実績を有する者であって、平成30年1月1日から同年12月31日までの
期間にH C F Cを輸入通関することが確実であると認められる者（上記(1)の者を除く）。

(3) なお、H C F C 22については、輸入後は新規冷媒用途として使用、販売または譲渡し てはならず、このことを誓約し実行する者であること。

5. 輸入割当限度数量

(1) 内示書の交付を受けた者に対する割当て

30, 426 ODP kg

(2) 上記以外の者に対する割当て

550 ODP kg

6. 輸入割当基準

(1) 内示書の交付を受けた者に対する割当て

輸入割当限度数量の範囲内において申請のあった数量を割り当てる。

(2) 上記以外の者に対する割当て

輸入割当限度数量を輸入通関実績数量の合計に応じ案分し、その数量の範囲内で申請の
あった数量を割り当てる。

7. その他事項

(1) この輸入発表に基づき行った輸入割当てにより取得する輸入承認証の特別有効期間及

び輸入通関期限は平成３０年１２月末日までとする。

- (2) この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、当該割当てを受けた数量を全て輸入通関するまでの間、輸入の有無に関わらず、輸入通関実績報告書（別紙様式３）２通を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に以下の提出期限までに提出すること。なお、この書類の提出を行わなかった者に対しては原則割当てを行わない。

輸入通関実績報告書	提出期限
平成３０年１月分	} 平成３０年 ４月１０日
平成３０年２月分	
平成３０年３月分	
平成３０年４月分	} 平成３０年 ７月１０日
平成３０年５月分	
平成３０年６月分	
平成３０年７月分	} 平成３０年１０月１０日
平成３０年８月分	
平成３０年９月分	
平成３０年１０月分	平成３０年１１月１０日
平成３０年１１月分	平成３０年１２月１０日
平成３０年１２月分	平成３１年 １月１０日

- (3) その他、電子申請に係る運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

輸入通関実績表
(H C F C)

年 月 日
住 所
申請者名
記名押印又は署名
電話番号 (担当者)

1. 平成27年1月1日から1年間

	通関年月日	輸入申告の 申告番号	統計品目 番号	船積地域	正味数量 (キログラム)	ODP 換算 (キログラム)
HCFC-22						
その他の HCFC						
総計						

2. 平成28年1月1日から1年間

	通関年月日	輸入申告の 申告番号	統計品目 番号	船積地域	正味数量 (キログラム)	ODP 換算 (キログラム)
HCFC-22						
その他の HCFC						
総計						

3. 平成29年1月1日から1年間

	通関年月日	輸入申告の 申告番号	統計品目 番号	船積地域	正味数量 (キログラム)	ODP 換算 (キログラム)
HCFC-22						
その他の HCFC						
総計						

※通関が複数にわたる場合は、行を追加して記入してください。
※用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

輸入割当申請対象品目について未使用のもの等の別ごとの見込み数量を
記載した書類

(H C F C)

年月日

住所

申請者名

記名押印又は署名

電話番号（担当者）

対象品目	未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの 又は再生されたものの別	数 量 (ODPKg)
	未使用のもの	
	使用済みのもの	
	再利用されるもの	
	再生されたもの	
	合 計	

未使用のもの、使用済みのもの等の別ごとの見込み数量については、以下に従い記入すること。

- ①未使用のもの：使用される前の規制物質
- ②使用済みのもの：当初想定されていた目的に沿って既にその用途を終えた規制物質
- ③再利用されるもの：使用中又は廃棄前に回収され、濾過及び乾燥のような基本的な浄化工程を経て再度使用される規制物質。
- ④再生されたもの：使用中又は廃棄前に回収され、特定の品質基準に回復させるために、濾過、乾燥、蒸留及び化学的処理等の工程を経て再生された規制物質。

※用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

輸入通関実績報告書
(平成 年 月分)
(H C F C)

年 月 日
住 所
申請者名
記名押印又は署名
電話番号 (担当者)

1. 輸入割当証明書

証明書番号
発行年月日
割 当 数 量

2. 輸入通関実績内訳

船積地域	正味数量 (キログラム)	ODP換算数量 (キログラム)	正味数量 1キログラム あたりの金額 (円)
HCFC-22			
HCFC-123			
HCFC-124			
HCFC-225			
そ の 他 の HCFC			
合 計			

1. ODP換算数量は特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成6年政令第308号) に準じて換算する。
2. 金額は、通関時 (又は通関月) のレートで日本円表示にすること。
3. この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、当該割当てを受けた数量を全て輸入通関するまでの間、輸入の有無に関わらず、輸入通関実績報告書 (別紙様式3) 2通を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に提出すること。

なお、この書類の提出を行わなかった者に対しては原則割当てを行わない。

※用紙は、日本工業規格A列4番とする。